

茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協
議について

地方自治法第 289 条の規定に基づき、茨城北農業共済事務組合の解
散に伴う財産処分について、別紙のとおり協議するものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、構成市町村
と協議の上定めるため、議会の議決を求めるものであります。

茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協
議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、別紙のとおり定める。

令和 年 月 日

日立市長

常陸太田市長

高萩市長

北茨城市長

ひたちなか市長

常陸大宮市長

那珂市長

東海村長

大子町長

別紙

茨城北農業共済事務組合の財産の帰属先

1 土地

所在地	地目	地積	帰属先
常陸太田市木崎二町 1733番地の1	宅地	1,257.98㎡	いばらき広域農業共済 組合
常陸大宮市鷹巣1833 番地の2	宅地	2,650.20㎡	

2 建物

所在地	構造	延床面積	用途	帰属先
常陸太田市木崎二町 1733番地の1	鉄筋コンク リート造 3階建	483.13㎡	事務所	いばらき広域 農業共済組合
常陸太田市木崎二町 1733番地の1	軽量鉄骨造 平家建	4.32㎡	防災倉庫	
常陸太田市木崎二町 1733番地の1	軽量鉄骨造 平家建	2.45㎡	物置	
常陸大宮市鷹巣1833 番地の2	鉄骨造 平家建	320.17㎡	事務所	
常陸大宮市鷹巣1833 番地の2	鉄骨造 平家建	125.88㎡	車庫兼倉庫	

3 無形固定資産

種別	数量	金額	帰属先
電話加入権	4本	6,000円	いばらき広域農業共済組 合
自動車リサイクル 預託金	7台	68,770円	

4 物品

種別	数量等	用途等	帰属先
事務用器 具類	机類	69台	事務用、脇机 外 会議室用
	テーブル	56台	
	椅子類	115脚	事務用椅子、パイ プ椅子
	書棚類	52個	書棚、書庫 外
	箱庫類	29個	ロッカー、金庫外

事務用機器類	情報処理機器類	41台	パソコン、サーバ	いばらき広域農業共済組合
	印刷製本機器類	4台	プリンター	
	その他事務用機器	9台	紙折り機、シュレッター 外	
防災用品	発電機	1台		いばらき広域農業共済組合
	その他	一式	ヘルメット、救急セット 等	
非常用品	自動体外式除細動器	2台	A E D	いばらき広域農業共済組合
	収納ケース	1台	A E D 収納ケース	
車両	乗用自動車（乗用・貨物）	7台	小型車、軽自動車	いばらき広域農業共済組合
その他物品		一式		いばらき広域農業共済組合

5 業務引当金

項目	金額又は配分割合	帰属先
平成18年3月31日現在の額	435,502,896円	いばらき広域農業共済組合
平成18年度から令和3年度（打切り決算後）までの累計額 ※ 事務費分担金累計額の分担割合によるあん分率	7.1370%	日立市
	24.3232%	常陸太田市
	6.1374%	高萩市
	9.1596%	北茨城市
	8.8338%	ひたちなか市
	16.3345%	常陸大宮市
	12.6535%	那珂市
	5.7353%	那珂郡東海村
9.6857%	久慈郡大子町	

参 考

1 地方自治法抜粋

(財産処分)

第 2 8 9 条 ……前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第 2 9 0 条 ……前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。